

登園停止基準の例

学校保健安全法施行規則に定める学校感染症を発症した場合には、同規則に定められた期間、出席停止の扱いとなります。（下表参照）
 治癒後の登校再開に際しては、病院の指示に従ってください。

※感染症の出席停止基準（保育園）

1. インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
3. はしか	解熱後3日を経過するまで
4. 小児まひ（ポリオ）	急性期の主要症状が消退するまで
5. ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで
6. おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
7. 三日はしか（風疹）	発疹が消失するまで
8. 水ぼうそう	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
9. プール熱（咽頭結膜熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
10. 流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失するまで
11. 急性出血性結膜炎	治癒するまで（医師により感染の恐れがないと認められるまで）
12. ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
13. 手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
14. りんご病（伝染性紅斑）	全身状態が良くなるまで
15. 溶連菌感染症	有効治療を始めてから2～3日経過するまで
16. ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
17. マイコプラズマ肺炎 （うつる肺炎）	発熱や激しい咳が治まっていること
18. 突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身症状が良いこと
19. ヘルペス性菌肉口内炎 （単純ヘルペス感染症）	口腔内の水疱・潰瘍がなく、全身状態が良好で、普段の食事がとれるまで
20. とびひ （伝染性膿痂疹・皮膚化膿症）	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき （幹部が乾燥している、または湿潤部位が覆える大きさの場合）
21. 水いぼ （伝染性軟属腫）	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき （滲出液がある場合は患部を覆う）
22. アデノウイルス感染症	主要症状（発熱）が消失した後2日を経過するまで

上記の病気については主治医の診断を受け、登園許可を得てから登園してください。
 （登園の際は下記の感染症経過報告書を記入の上持参ください。園でもお渡しできます。）

感染症経過報告

年 月 日記入

青山保育園 施設長殿

園児名

病名「

」と診断され、

年 月 日 医療機関名「

」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）